

広島県告示第五百五十一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、県営青原住宅、県営西山本住宅、県営下大町住宅、県営上安住宅、県営安佐住宅、県営緑丘住宅、県営梅林住宅、県営城山住宅、県営別所住宅、県営虹山住宅、県営高陽住宅及び県営あさひが丘住宅並びに県営青原住宅駐車場、県営西山本住宅駐車場、県営下大町住宅駐車場、県営上安住宅駐車場、県営安佐住宅駐車場、県営緑丘住宅駐車場、県営梅林住宅駐車場、県営城山住宅駐車場、県営別所住宅駐車場、県営虹山住宅駐車場、県営高陽住宅駐車場及び県営あさひが丘住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十二年六月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

広島県ビルメンテナンス協同組合 代表理事 澤田 英治

2 主たる事務所の所在地

広島市中区千田町三丁目六番八号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
事	並川	壽男	事	澤田	英治
	広島県ビルメンテナンス協同組合	代表理事		広島県ビルメンテナンス協同組合	代表理事

三 変更年月日

平成二十二年五月二十五日